

平成27年度 静岡市利用者負担額表

階層区分		推定年収	利用者負担額(月額・円)					
			1号	2号		3号		
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯等	—	0	0	0	0	0	
B	市民税均等割非課税世帯	～260万円	1,500 (700)	1,500 (700)	1,500 (700)	2,000 (1,000)	2,000 (1,000)	
C	市民税所得割非課税世帯	～280万円	3,000 (1,500)	5,000 (2,500)	5,000 (2,500)	7,500 (3,700)	7,500 (3,700)	
市民 税 所 得 割 課 税 世 帯	D1	所得割額 48,600円未満	～330万円	5,000 (2,500)	7,000 (3,500)	7,000 (3,500)	8,500 (4,200)	8,500 (4,200)
	D2	60,000円未満	～360万円	9,600 (4,800)	12,000 (6,000)	11,600 (5,800)	13,300 (6,600)	12,900 (6,400)
	D3	67,000円未満	～380万円	10,600 (5,300)	13,000 (6,500)	12,600 (6,300)	14,800 (7,400)	14,400 (7,200)
	D4	77,000円未満	～410万円	13,100 (6,500)	15,500 (7,700)	15,100 (7,500)	17,500 (8,700)	17,100 (8,500)
	D5	97,000円未満	～470万円	14,100 (7,000)	18,500 (9,200)	18,100 (9,000)	20,500 (10,200)	20,100 (10,000)
	D6	115,000円未満	～510万円	15,100 (7,500)	23,200 (11,600)	22,600 (11,300)	25,500 (12,700)	24,900 (12,400)
	D7	133,000円未満	～550万円	16,100 (8,000)	24,500 (12,200)	23,900 (11,900)	31,500 (15,700)	30,900 (15,400)
	D8	169,000円未満	～640万円	16,100 (8,000)	25,100 (12,500)	24,500 (12,200)	32,500 (16,200)	31,900 (15,900)
	D9	189,000円未満	～690万円	17,100 (8,500)	25,600 (12,800)	24,700 (12,300)	39,000 (19,500)	38,100 (19,000)
	D10	199,000円未満	～710万円	17,100 (8,500)	25,600 (12,800)	24,700 (12,300)	42,000 (21,000)	41,100 (20,500)
	D11	211,000円未満	～740万円	18,100 (9,000)	26,300 (13,100)	25,400 (12,700)	45,000 (22,500)	44,100 (22,000)
	D12	247,000円未満	～820万円	19,600 (9,800)	26,300 (13,100)	25,400 (12,700)	45,000 (22,500)	44,100 (22,000)
	D13	301,000円未満	～930万円	21,200 (10,600)	27,500 (13,700)	26,600 (13,300)	46,500 (23,200)	45,600 (22,800)
	D14	339,000円未満	～1010万円	22,700 (11,300)	28,900 (14,400)	27,700 (13,800)	52,000 (26,000)	50,800 (25,400)
	D15	397,000円未満	～1130万円	24,200 (12,100)	30,600 (15,300)	29,400 (14,700)	55,200 (27,600)	54,000 (27,000)
	D16	397,000円以上	1130万円～	25,700 (12,800)	32,100 (16,000)	30,500 (15,200)	57,200 (28,600)	55,600 (27,800)

(備考)

- 母子世帯・父子世帯又は在宅の障がい児・者のいる世帯の利用者負担額は、B階層・C階層については0円、D1階層～D4階層についてはそれぞれに定める額から1,000円を控除した額とします。
- ( )内の金額は、認定こども園や保育所等をきょうだい同時に利用する場合の2番目の児童の利用者負担額です。3番目以降の児童は無料です。なお、1号認定児童については、小学校1～3年までに兄弟がいる場合には、その児童も含めてカウントします。
- この利用者負担額のほか、各園によって給食費などの実費徴収や上乗せ徴収があります。
- 推定年収は、夫婦(共働き)と子ども2人のモデル世帯におけるおおまかな目安です。
- 利用者負担額の算定の基となる市民税所得割額は、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割控除、株式等譲渡所得割額控除の税額控除前の金額となります。
- 海外に居住していたため日本国内において住民税が課税されていない方についても、当時の収入状況等から住民税の課税相当額を推計して利用者負担額を算定いたします。
- お子様が年度途中で誕生日を迎え満3歳となった際に、支給認定区分は3号から2号に変更となりますが、利用者負担額については、満3歳に達する以後の最初の3月31日までの間は3歳未満児(3号認定児童)と同額の利用者負担額となります。